

条例公民館と自治公民館の違い		
	条例公民館	自治公民館
組織	●市町村が法律によって、おおよそ各小学校区に設置された社会教育、生涯学習施設（機関）	●各地域の自主的な組織団体 （住民主体の公民館類似施設）
管理運営	●主に市町村教育委員会や管理団体が管理運営	●施設は主に各地区で管理 ●運営は地区住民により行っている （総会、役員会、公民会など）
職員	●市町村教育委員会や管理団体の職員	●専任職員はなし
活動	●各種学級講座の開設 生涯学習に関する事業 ●社会教育団体の育成 ●自治公民館への支援や協力 ●広報紙の発行 ●各種団体の支援や協力 ●職員の資質向上のための研修 ●避難所の運営 ●住民や各団体への貸館	●住民の総意で生活全般に関する活動と事業 ・安心安全な地域 （防災活動、避難訓練） ・きれいで住みよい地域 （清掃活動、花壇整備、ごみ集積所管理） ・仲良く助け合える地域 （敬老会、運動会、忘新年会、夏祭り、文化祭など） ●公民館事業への協力 ●住民や各団体への貸館
経費	●市町村や法人の予算	●住民の負担（会費）
禁止事項	●政治、政党、宗教活動と営利事業 （公民館として必要とされている政治等に関する学習活動は除く）	

担当窓口 自治公民館：総合政策課地域振興係 0996-24-8917

条例公民館：社会教育課社会教育係 0996-26-1842